

発議第 6 号

予算特別委員会の設置に関する決議について

上記の議案を東成瀬村議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

令和 5 年 5 月 1 日提出

提出者 東成瀬村議会議員 伊勢谷 勝 美

〃 鈴木 実

賛成者 東成瀬村議会議員 佐々木 悦 男

〃 高 橋 清 一

〃 高 橋 健

東成瀬村議会議長 佐々木 修 様

別紙

予算特別委員会の設置に関する決議

次の要綱に基づき、予算特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 予算特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条による。
3. 目 的 予算を総合的に審査・調査するための調査研究を行う。
4. 委員定数 9人
5. 調査期限 3の目的に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができる。
6. 審査対象 通年議会実施要綱第3条第1項第2号の会議に提出される一般及び特別会計の予算を審査対象とする。
ただし、必要がある場合はこの限りでない。
7. この要綱に定めるもののほか必要な事項は特別委員会がこれを定める。